

2008.4



条例制定のための署名ハンドブック

尼崎市に平和無防備条例をめざす会

〒661-0025 尼崎市立花町 2-5-5 西平和荘 1階 1号室

Tel/Fax 06 - 4961 - 5155

<http://peacewave.blog10.fc2.com/>

* * 署名が無効にならないための注意 * *

「氏名」は必ず本人に書いてもらってください。

この署名の目的は？

「尼崎市を非戦の街に」市民平和条例の制定を求める直接請求署名です。この条例は、ジュネーブ条約第1追加議定書(1977年制定)の住民保護の規定を活用し、戦争のない社会をめざしています。

条例制定の「直接請求」とは？

住民が、新しい条例の制定を自治体に求めることができる制度で、地方自治法12条、74条などに定められた住民の権利です。直接請求の署名が有権者の50分の1(尼崎市の場合は約8000人)以上集まると、市長は意見を付して市議会に諮(はか)らなければなりません。市議会が条例案を採択すれば成立します。

「直接請求」の署名と、「普通」の署名との違いは？

「直接請求」の署名は、住民の権利を行使するものですから、地方自治法によって守られており、署名活動を妨げることは禁止されています。さらに大きな違いは、署名期間が1か月間に限定されていることです。

署名できる人は？

- ・署名が「有効」になる方は、尼崎市の有権者のみです。申し訳ありませんが、それ以外の方は「無効」にされてしまいます。
- ・1冊の署名簿に、最大10名まで署名することができます。署名年月日・住所・氏名・生年月日を書いて、押印してください。

署名をするにあたって、注意することは？

家族でも代筆はできません。

氏名だけは必ず本人に書いてもらってください。

1 記入する項目

(1)署名年月日(5月25日まで) (2)住所 (3)生年月日 (4)氏名 の4つを記入し、(5)印鑑(拇印でも有効)を必ず押してください。

2 数字、年月日

数字は、アラビア数字(「1、2、3」)でも漢数字(「一、二、三」)でも有効です。生年月日は西暦でも有効です。

3 氏名

「ひらがな」「カタカナ」でも、本人の署名であることが分かれば有効です。しかし、基本的には、住民票どおり記入してください。

4 「同上」「#」などの使用

住所が同じ場合、前の人に続いて「同上」「#」等を使っても有効です。

5 印鑑

同じ家族の方は、同一の印鑑を使っても有効です。印鑑は認印でも、シャチハタ印でもOKです。印鑑を持っていない方は拇印でも有効です。拇印はどの指でもかまいません。

6 代筆

身体の障がいや読み書きできないために本人が署名簿に署名できない場合は、代筆でOKです。その場合、右枠の代筆者欄に代筆者の住所・氏名・生年月日・押印をもらってください。なお、受任者は代筆できません。

7 訂正

いったん記載したものを訂正するときは、二本線で全部抹消し、別の欄に再度記入してください。

8 署名簿の取扱い

署名簿から署名用紙をはずしたり、用紙を継ぎ足したりすることは絶対しないでください。すべてが無効になります。

日付は「元号」表記しなければいけないのですか？

法律で様式まで定められているため使用しています。

ただし、「生年月日」は西暦で記入しても有効です。

なぜ、生年月日や印鑑(拇印)がいるのですか？

生年月日は、署名をした人が有権者であることを、尼崎市選挙管理委員会が審査するため、どうしても必要です。

また、印鑑(拇印)についても、法律で「署名簿に署名し印を押した者」と定められているため、どうしても必要です。

署名簿は、5月30日昼に尼崎市選挙管理委員会に提出します。提出後、20日以内に、選挙管理委員会において有権者の確認が行われますが、その際、生年月日や印鑑(拇印)のないものは無効にされてしまいます。

なお、個人情報保護については、提出までは当会として責任を持って署名簿を保管します。提出後は、市役所が個人情報保護条例等に基づいて、目的外に利用されたり漏洩がないように管理されることになっています。

在日外国人の方や20歳未満の方の署名の取扱いは？

現行の制度ではどうしても「無効」になり、有効署名としてカウントされません。しかし、当会としては、住民の平和を願う意志としてカウントします。

署名を集める人(受任者)になるためには？

署名を集める人は、署名代表者(請求代表者)から署名を集めることについて委任を受けた人ということになりますので、「受任者」と呼びます。

尼崎市の有権者なら誰でも「受任者」なることができますので、当会にご連絡をいただければ、受任者申込み用紙、チラシや署名簿などをお渡しします。署名を集める人がもっと多く必要です。よろしくお願いします。

署名を集める方法は？

いろいろな方法で集めることができます。制限は特にありません。何時以降運動してはいけないという時間帯の制限もありません。わかりやすいチラシを独自に作ったり、マイクを使って街頭で呼びかけることもできます。どんどん工夫してください。(ただし、署名期間は必ず守ってください。)

署名は例えば

- ・まず、自分がする。
- ・家の人にしてもらう。
- ・となり近所の方にしてもらう。
- ・よく行くお店の店主などをお願いする。
- ・職場、学校、趣味のサークルの人、友人などをお願いする。
- ・平日、市民が利用する市役所・図書館などの周辺で集める。
- ・駅前や商店街、大型店、公園、イベント会場など、多くの市民が集まる場所に出かける。
- ・戸別訪問も自由にできます。

とにかく、できるところから始めて、どんどん広げてください。

署名期間は4月25日～5月25日まで。期間外の署名は無効です。集まった署名簿は5月28日までに「会」事務所に郵送してください。ご持参いただいても大歓迎です。ご連絡いただければ、受け取りにも伺います。(5月30日昼に選挙管理委員会に提出します)

今、市民平和条例を制定する意義は？

最近でも、アフガニスタン・イラクへの攻撃や占領で、多くの市民が犠牲になっています。それに、日本政府は賛成し、資金を提供し、自衛隊を多国籍軍に参加させました。さらに、有事法制が制定され、急ピッチで「戦争する国」に進んでいます。

この条例は、市民が平和で安全な環境のもとに、人間としての基本的な権利と豊かな生活を維持できるために、「平和の街づくり」を推進するものです。まさしく憲法前文や第9条にあるように、平和的手段で、戦争のない社会を実現し、市民の安全を守るものです。

市民平和条例の根拠は？

平和憲法と国際人道法(ジュネーブ諸条約など)を根拠にしています。

さらに、尼崎市の「世界平和都市宣言」と「核兵器廃絶平和都市宣言」を発展させるものです。尼崎市は、1957年(昭和32年)に「世界平和都市宣言」として、「世界の恒久平和を維持し、人類の共存福祉を念願する世界平和都市たること」を宣言しています。また、尼崎市議会は、1985年(昭和60年)に「核兵器廃絶平和都市宣言」として、「国是である非核三原則を確認し、全世界から核兵器が廃絶されることを希求し、ここに核兵器廃絶平和都市であること」を決議しています。

条例で「平和のうちに生存する権利」をうたう意義は？

この「平和的生存権」は日本国憲法前文でうたわれていますが、最も基本的な市民の権利として確認する意味を含めて条例にうたいました。

また、この市民の権利を市が保護することもうたいました。

条例案にある「平和の街づくり」のイメージは？

戦争や暴力をなくし平和な社会をつくるためには不断の努力が必要です。行政・教育関係者、学識経験者、一般市民が意見を出し合い、「平和の街づくり基本計画」をつくります。全国的にも画期的な取り組みになるはずです。

条例案にある「無防備地域」とは何ですか？

「無防備地域」とは一切の攻撃が禁止される「特別の保護の下にある地区」のことで、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書に定められています。

下記の4つの条件を満たしている地域を「適当な当局」（国や自治体の首長など）が、適切な時期に「無防備地区（地域）」として宣言します。

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書（政府公訳より抜粋）

第5章 特別の保護の下にある地区及び地帯

第59条 無防備地区

- 1 紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。
- 2 紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であって敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。無防備地区は、次のすべての条件を満たしたものである。
 - (a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
 - (b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
 - (c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。
 - (d) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。

「無防備地域」の最大の意義は、「その地域を攻撃すれば戦争犯罪になる」ということです。

軍隊は住民を守ることを最優先にしません。

軍隊は自軍の作戦を優先して、時には住民を犠牲にします。軍隊が住民を守らないのは、日本軍による住民の食料強奪、殺害、自決の強要などがあった「沖縄戦」の例でも明らかですし、「満州」でも開拓団・在留邦人が置き去りにされました。今の自衛隊もある面、同様です。自衛隊の任務はまず敵対する勢力を排除することであり、住民保護はその次なのです。最近のイージス艦事故でも全く回避行動を取らずに漁船を沈没させました。

軍事施設や軍事目標が無いほうが安全です。

軍事的常識に照らしても、攻撃を受ける危険性が一番高いのは軍事施設のあるところであり、軍隊がいるところ。隣の西宮市でも、このような意味から、「国民保護計画」に『武力攻撃が切迫している状況等においては、自衛隊による誘導は要請しないことがある。』と盛り込まれています。

市民平和条例でも準用しましたが、紛争当事者は人口が集中する地域から軍事目標になるものを極力遠ざけなければなりません。

軍事目標を居住地区から遠ざけることが、住民の平和と安全を守るもっとも確実な方法です。それを徹底したのが「無防備地域」です。

なお、無防備地域は「何をされてもいい地域」ではありません。「特別の保護の下のある地区」になりますので、攻撃はもちろん、例えばその地域に占領軍が駐留することも望ましくありません。住民のふだんの生活も保障されなければなりません。（住民による非武装の抵抗・不服従はできます。）

9・11事件をみても明らかなように、どれだけ軍事力を持っていてもテロを防げません。逆に軍事力で他国を侵害したり、脅威を与えるほうが危険だといえるでしょう。

ジュネーブ条約追加議定書は、国連加盟国の約9割が批准。

すでに「国際慣習法」として確立していますので、批准していない国も守らないといけないほど有効性があります。日本政府も条約に批准するとき「すべての場合において条約を尊重することを約束」しています。

日本周辺では、ロシアも中国も朝鮮民主主義人民共和国も批准しています。

世界には、軍隊を持たない国家が27ヶ国あります。

世界の約7分の1の国が軍隊を持っていません。

欧州(アンドラ、サンマリノ、リヒテンシュタイン、モナコ、ヴァチカン、アイスランド)、中央アメリカ(コスタリカ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ、グレナダ、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、パナマ、ハイチ)、インド洋(モルディヴ、モーリシャス)、太平洋(パラオ、ヴァヌアツ、ソロモン諸島、サモア、キリバツ、ナウル、クック諸島、ツヴァル、ニウエ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島)

「防衛」に関することでも条例で定められるのですか？

例えば、神奈川県・大和市の「自治基本条例」(2005年施行)には、厚木基地の移転に関する条項もあります。「国との対等な協力関係の中で地域の課題として厚木基地を捉えるならば法的には問題がない」というのが大和市の見解です。「防衛」に関わることでも、地域の住民の安全を守るための課題なら条例で規定できます。

大和市自治基本条例

(市民の権利)

第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

(厚木基地)

第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市民、市議会及び市長は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

文部省教材「あたらしい憲法のはなし」(1947年)より抜粋

「戦争の放棄……そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といひます。「放棄」とは、「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいづんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。……これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。」

「ヒロシマというとき」(1976年) 栗原貞子さんの詩より

ヒロシマ というとき
ああ ヒロシマ と
やさしくこたえてくれるだろうか
ヒロシマ といえば パール・ハーバー
ヒロシマ といえば 南京虐殺
ヒロシマ といえば 女や子供を
壊のなかにとじこめ

ガソリンをかけて焼いたマニラの火刑
ヒロシマ といえば
血と炎のこだまが 返って来るのだ

ヒロシマ といえば
ああ ヒロシマ とやさしくは
返ってこない
アジアの国々の死者たちや無告の民が
いっせいに犯されたものの怒りを
噴き出すのだ

ヒロシマ といえば
ああヒロシマ と
やさしくかえってくるためには
捨てた筈の武器を ほんとうに
捨てねばならない
異国の基地を撤去せねばならない
その日までヒロシマは
残酷と不信のいがい都市だ
私たちは潜在する放射能に
灼かれるバリアだ

ヒロシマ といえば
ああヒロシマ と
やさしいこたえが
かえって来るためには
わたしたちは
わたしたちの汚れた手を
きよめねばならない

連絡先

尼崎市に平和無防備条例をめざす会

〒661-0025 尼崎市立花町 2-5-5 西平和荘 1階 1号室

Tel/Fax 06 - 4961 - 5155

[http://peacewave
.blog10.fc2.com/](http://peacewave.blog10.fc2.com/)

事務所は、
JR立花駅・北側へ
まっすぐ徒歩7分

立花商店街の
アーケードを
抜けて
ちょっと歩いて
右手にあります。

すごく分かり
やすい場所
で~す!

